

BUSINESS LAW JOURNAL

ビジネスロー・ジャーナル

第3回
JAPAN LEGAL
TECHNOLOGY
CONFERENCE
— リーガルテック展 2015 —

世界最先端のリーガルテクノロジーと
専門家が集う国際カンファレンス

特別編集版

リーガルテック展2015



中村修二
米村敏朗
佐々木隆仁
加藤幹之
大井哲也
ジョイントレデニック
井上 朗
高橋郁夫
吉峯耕平

リーガル
テクノロジー
ブログで
動画配信中!
blog.fss.jp

リーガルテックが捉える 日本の未来

- TPP後と最先端のリーガルテック
- 安全なマイナンバー対応とその管理
- 2020年東京オリンピックの危機管理
- 飛躍的な進化を遂げた新世代のeディスカバリ

知財を守ってくれない 日本の司法制度

徹底的に証拠開示して真実に迫ろうとする米国と、裁判官が全てを握り、証拠もプロセスも不可視の日本。両国の知財訴訟を同時に経験したノーベル賞科学者は、「世界の知財が日本から逃げていく」と警告する。

中村修二

カリフォルニア大学 サンタバーバラ校 教授



SHUJI NAKAMURA

日米両国の知財訴訟を 経験してわかったこと

中村 今日私の日米両国での経験をざつぐばらんにお話ししたいと思っています。私は、1993年11月に高輝度青色発光ダイオードを発明して製品化し、ノーベル賞（2014年）の受賞対象になりました。

2000年に、私は新しいことに挑戦したくなり、それまで勤めていた日亜化学工業を退職しカリフォルニア大学サンタバーバラ校（UCSB）に移籍しました。すると、日亜化学側が秘密保持契約（NDA）へのサインを求めてきたのです。NDAの中身を見ると窒化ガリウムの研究を禁止するなど、さまざまな制約が盛り込まれていましたが、UCSBの弁護士が「あなたには一切サインする権利はない。サインするには我々の承諾が必要」というのです。そこで、日亜化学に英文のNDAがほしいと頼んだのですが、結局作ってきませんでした。

それなのに、日亜化学は突然、企業秘密漏洩の疑いで米国の裁判所に私を訴えてきたのです。訴えられたら頭に来るでしょ？ 友人からの提案もあり、私は日本の特許法35条（職

務発明）により、相当対価を求めて日本でも裁判を起すことにしました。

でも、日本の報道はそのことを書きません。「元いた会社を訴えた、金の亡者中村氏」というイメージ。メディアは偶像を作りたいのだから、うことがよくわかりました。

米国では被告、日本では原告。同時並行で裁判をやったわけで、こんな科学者は世界のどこにもいませんよ（笑）。

徹底した真実の追求 米国の裁判に驚く

結局、米国の裁判は、02年11月に私の全面勝訴で終わりました。ところが日本では、東京地裁で発明対価が200億円と認められたのに、東京高裁では8億4千万円の和解です。

米国の裁判では、弁護士が私のオフィスに来て、書類を片っ端からコピーします。何をやっているんだ、と聞くと「デイスカバリで証拠開示しなければならぬから」という。メールは全部プリントアウトしたうえ、削除したメールをリカバリーするために、コンピュータまで持っていかれました。

カリフォルニアの裁判所では、証

言録取 (deposition) を延べ一週間やりました。証言の前にはリハーサルもし、弁護士から話し方の指導も受けました。米国の裁判では、必要ならば関係者全員に証人喚問ができ、偽証したら刑務所行き。こうした徹底して事実を明らかにしようという姿勢に感心しました。

米国の法廷は、両当事者の弁護士と裁判官の三者が激論を交わします。私は同じ感覚で「激論を交わすぞ」と東京地裁に入ったんですが、原告側、被告側弁護士による準備書面の提出。それを裁判長が受けとると閉廷、これにはびびりました。このやりとりを数か月に1回の割合で行い、それで何年かしたらいきなり判決だというんですから。すごいですよ(笑)。

日本は証拠開示も証人尋問の義務もないから、証拠ゼロで裁判が行われているようなものだと感じました。

科学者は、データに基づいて論証を進めていきます。弁護士にとってのデータとは証拠でしょ? それを元に検証可能性を議論しないと、裁判官は理解できないはずですよ。日本の裁判では、その機会が皆無です。米国のほとんどの裁判は地裁で終わっています。開示された証拠を検証すれば、先が見えるからです。

和解の理由がまたひどかった。「中村の貢献は認める。だが、莫大な賠償金を払えば企業の存続が危ぶまれる」と。これでは利益衡量に過ぎず、そこに正義のアイデアはない。こんなことは米国では考えられません。だから、知財の裁判は米国に集中します。証拠を徹底的に調べて真実を求め、正義の判決が出る。懲罰的損害賠償が認められれば何兆円も取れる。日本にそういう「正義のダイナミズム」はありません。無茶苦茶です。だから、日本で特許を取っても、何の意味もありません。司法が守ってくれないからです。

言語の壁乗り越え 夢を実現する技術者に

佐々木 ここからは、私がお話を伺います。中村先生は、日本の司法制度は変えられないと思われませんか。

中村 変えられないでしょう。日本は制度を変えないですから。規制緩和もできないのに司法制度を変えるなんてできません。

佐々木 これでは、技術者は夢を持って仕事できませんね。

中村 大企業に勤めたら、永遠のサラリーマンですね。ベンチャーは育ちようがありません。

佐々木 最近日本の学校で、子どもたちに話をしておられますね。

中村 日本では、高校までは大学の受験勉強ばかりですが、米国では小学校低学年からプレゼンテーションや模擬裁判、株取引のシミュレーションなど、社会で生きる教育をしています。結果、日米の大学生には子どもと大人ほどのレベルの開きが出ています。日本の子どもたちには、言葉の壁を乗り越えて、ぜひ世界に出てほしい。

佐々木 いま、取り組んでいるお仕事を教えてください。

中村 青色発光ダイオードの波長は睡眠障害の原因といわれています。そこで紫色発光ダイオードの開発で問題を解決したいと研究を進めています。また、レーザーを使ったコストの安い照明の開発を、大学発のベンチャーとして進めています。

佐々木 夢を叶えるための力とは何でしょうか?

中村 チャレンジして苦勞することです。私が米国に渡ったのも、日本では青色発光ダイオードの開発だけで終わるだろうと思っただけなんです。苦勞しないと、人間はそこから這い上がると思わないし、優れた発見や発明、いい仕事はできないのです。

「証拠に基づき、正々堂々議論する司法制度に変えなければ、日本の未来はない」——中村修二

なかむら しゅうじ氏

● 1979年徳島大学大学院修士修了、日亜化学工業株式会社入社。1993年青色発光ダイオードを開発、1994年徳島大学で博士号取得。2000年カリフォルニア大学教授に就任。2011年エミー賞、2014年文化勲章、ノーベル物理学賞受賞。

セキュリティの要諦は その先を想像すること

私は警察庁、警視庁、内閣官房、総理秘書官、内閣危機管理監として、一貫して警備警察と危機管理の世界を歩んできましたが、このほどオリンピック組織委員会の警備担当理事を拝命しました。

現役時代の失敗は多くはありませんが、「失敗の一步手前」という経験は数多くあります。私は、その都度短いメモを残す習慣を心がけてきました。振り返って、「当たり前前のことが、なかなかうまくいかなかったな」と痛感します。

危機管理の要諦は「想像と準備」です。失敗した事案に対しては、当然、さまざまな角度から批判を受けるのですが、本当に反省すべきは「前もってどこまで想定、想像していたか」に尽きるのです。

ですが、想像するだけでは意味がありません。具体的な対策に結びついていなければ「準備していた」と言えないです。そのために、事態が収束した後は徹底的に、痛みを感じるほど反省し、勇気と経験と知識を持って情報の先を想像する力をつけることが必要なのです。

2020年東京オリンピックのセキュリティはなかなかの難題です。国内のテロリストの脅威は小さいと思いますが、開催時には世界中からいろいろな人たちがやって来ます。テロのターゲットになっている人も来る。そして、ISのようなテロ組織がオリンピックをターゲットにしないという保証はどこにもありません。それを我々は水際で防がなければなりません。

人の動きを常に見て コントロールを手放さない

オリンピックをはじめ、大勢の人が一か所に集中するイベント等の警備対策の要諦は「見える警備」です。人の流れを常に観察し、異変があればいち早くそれをキャッチして、事前にコントロールすることが大切です。

テロ対策が失敗する理由、それは「情報の扱い」がほとんどです。9・11テロの際、私は警視庁の公安部にいましたが、映像を見た瞬間「テロ組織アルカイダによるテロだ」と直感しました。「これは戦争になる」と、当時話したことを覚えています。

よく、あんな大規模なテロが起きたものですね。スケール、攻撃者の数、支援システム。最大のポイント

危機管理と オリンピック ——想像と準備

2020年東京オリンピックの危機管理では、何が議論されているのか。サイバー空間を含めたテロとの闘いや大規模警備特有の課題——我が国セキュリティの第一人者が語る、「情報の見方」と「セキュリティの要諦」とは。

米村敏朗 元警視総監、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事



TOSHIRO YONEMURA

「つぶさに見て、コントロールを手放さない。 それが危機管理の要諦です」—— 米村敏朗

よねむらとしろう氏

● 1974年警察庁入庁。第87代警視総監、内閣危機管理監、および、第二次安倍内閣で内閣官房参与を歴任。現在は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事を務める。

は同時性でした。ほぼ同時に各地でハイジャックして、同時にターゲットに突入。非常に練られた計画でした。

実は、事前に有力な情報が寄せられていたことがわかりました。事件の前、テロ実行犯の一部はアメリカの航空学校で飛行機の操縦技術を学んでいましたが、「着陸の技術はいいから旋回を教えろ」などと、その不自然な言動がFBIに通報されていたのです。しかし、せつかく寄せられたその情報は活かせなかつた。

テロ対策は、どこまで行っても「未然に防ぐこと」。どれだけ犯人を逮捕しようが、犠牲者が出れば失敗なのです。我が国でも、松本サリン事件に続く、地下鉄サリン事件を防げなかつた手痛い失敗があります。

ネット対人、人対人 情報の光と影を読み解く

情報は後付けはできても、先付けは難しい。「情報をどのように読むか」。これこそが、テロを未然に防ぐために最も重要なことです。最近のテロリストはSNSを使い、暗号でやりとりをします。これら新しいツールからの情報収集も大切なのですが、根本的な対抗手段はやはり、世界的

なインテリジェンス、情報機関の横のつながりです。この国際的なコミュニティの中で人間関係が蓄積されていくことで、情報が回ってくる。

しかし「情報」をどこまで追いつめても、事実そのものにはなりません。情報はあくまでも「事実の投影」に過ぎないのです。情報は、どの角度から光が当たるかによって、その姿が変わります。さまざまな角度から光を当て、そこから見えることを積み重ねて、初めて事実が見えてきます。これらの中には当然、幻影や事実ではない情報もあるため、そういったノイズを取り除いて事実を追求するのはなかなかやつかいのです。

2020年東京オリンピックのテロ対策では、サイバーセキュリティが大きくクローズアップされています。ロンドンオリンピックは「ITを本格的に使ったオリンピック」と言われましたが、東京はその比ではなくなり、運営そのものがIT化されるでしょう。仮にサイバー攻撃を受けて電源が失われ、30秒ブラックアウトしたとしたら、それだけで莫大なレピュテーションリスクとなつてしまいます。

セキュリティをいかに担保し、オリンピック関連のインフラがサイ

バー攻撃を受けたときにどう対策するか。現在、我が国には国家的なシースタート(CSIRT)・コンピュータセキュリティのインシデントに対処する組織がありません。ロンドンオリンピックと同様、東京オリンピックでも対応が必要です。

情報セキュリティ担当の仕事は多岐にわたります。例えばハッカーを雇って、自身が立ち上げたシステムが突破されないかの検証実験を行ったり、事件の後に、そこで何が起きたかを知るためにデジタルフォレンジックの業務に従事したり。私は警視総監時代、警視庁に捜査支援分析センターを作り、デジタルフォレンジックをはじめとした科学的な捜査情報の一元的分析を始めましたが、これは今でも有効に機能しています。こういった新しい分野への挑戦は、官民双方のパートナーシップが重要になってきます。

危機を喜ぶ人間はいません。そのため人はつい、危険な情報も小さく、楽観的にとらえがちですが、それは情報に都合よく光を当てたに過ぎません。情報収集、計画立案、オペレーション、さまざまなシーンで想像力を働かせること、これがテロを防ぐための危機管理の本質です。

TPP後の世界と最先端のリーガルテック

我が国知財立国化の枠組みづくりに尽力した甘利明経済再生担当大臣は、大詰めでのTPP交渉のためメッセージでの参加となった。それを受け、AOSリーガルテックの佐々木隆仁氏が、TPP後の世界とリーガルテックを展望する。



佐々木隆仁

AOSリーガルテック株式会社
代表取締役社長



TAKAMASA SASAKI

甘利大臣からの メッセージ

佐々木 本日（2015年10月5日）、このリーガルテック展でご講演いただく予定でした甘利明経済再生担当大臣が、米国アトランタにおけるTPP閣僚会合の協議が延長されたため、帰国がかなわなくなりまして。代わりにメッセージを頂戴いたしましたので、ご紹介いたします。「日頃より、我が国の成長戦略の実現のためにご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。カンファレンスに参加し、我が国の知財戦略についてお話しすることを楽しみにしておりますが、TPP閣僚会合のため、参加がかなわなくなりました。ご参集の皆様には大変申し訳なく思いますが、ご理解をいただきたいと存じます。

16年前に労働大臣を辞めて党に戻り、私自身かねてから強い問題意識を持っていた知財戦略に、本格的に取り組み始めました。我が国の特許が企業活動に十分に活用されていない状況を見て、もっと知財が活用されるようにしたいとの考えを持ってきたからです。

当時の自民党商工部会と司法制度

調査会の合同会議を立ち上げ、知財立国への歩みをリードし、それが小泉総理の施政方針演説、知的財産基本法の成立、知的財産戦略本部の設置へとつながってまいりました。

知的財産戦略本部の設置から12年が過ぎました。この間、アジアの知財紛争処理センターを目指した、知的財産高等裁判所の設置、特許審査迅速化のための任期付審査官の大量採用をはじめ、諸改革を進めてきましたが、知的財産を取り巻く環境は大きく変化を続けております。

知的財産が創造され、それが適切な保護を受け、ビジネスに活用されることで新しい価値を生み出す、知的財産をめぐるプラスのスパイラルがどんどん起きてくる国にするという、知財立国への当初の理想に照らし、我が国の知財システムにも不断の改革が必要です。本年6月に内閣に置かれている知的財産戦略本部において、『知的財産推進計画2015』が取りまとめられました。その中で、知財高裁が設置15年を迎え、国際的にも遜色のない知財紛争処理システムづくりに向けた機能強化について総合的な検討を行うことや、デジタルネットワーク時代にふさわしい、より柔軟な著作権など新

しい時代の知財制度の検討を行うなどして、我が国の知財システムの改革に結びつけてまいります。また、我が国の魅力あるコンテンツをそれ以外の産業と結びつけて海外展開するクールジャパン戦略は、成長戦略だけでなく、外交戦略としても重要な課題であり、そのための官民連携の仕組みも整備してまいります。

今後とも、我が国の成長戦略の一翼をなす知財戦略の推進のために、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

経済再生担当大臣 甘利明

TPPとマイナンバーで変わる法律サービス

佐々木 ここからは、私がTPP後の世界と最先端のリーガルテックについてお話ししたいと思います。TPPについては、関税に関する点ばかりが報道されていますが、本質は別にあると考えています。私は、TPPとは紛争解決手段の共通化と法律サービスの自由化に向けた第一歩だと考えているのです。近時、企業間のもめ事は簡単に国際訴訟に発展していることから、今後は我が国でもeディスカバリ関連法や証拠開示制度の整備が行われていくのではな

いででしょうか。

そして、リーガルテック展が開催されている本日は、マイナンバー法が施行されるという象徴的な日、我が国行政のデジタル化を加速させる、重要なマイルストーンとなる日です。今までは個人情報に紐付けるキーがなく、年金ですら、誰がいくら払ったのか照会不能となっていました。マイナンバー制度の導入で、これらの情報がきちんと電子データで処理できるようになり、行政の効率化が進みます。

中世の社会では米、産業革命後の社会では鉄に当たる、現在の社会のキーとなるのがデータです。情報化社会におけるデータの効率的な利用が文化を発展させるという現代において、我が国は米国に大きく遅れをとってきました。しかし、マイナンバー制度の実現で、日本はやつと電子立国の仲間入りを果たしたといえるでしょう。またこれを促進させる力こそがリーガルテックだと私は考えています。

リーガルテックが刑事訴訟も変えていく

刑事捜査・訴訟の分野も大きく変わりました。デジタル・フォレン

ジックと私たちの関係は、15年前に「ファイナルデータ」という製品をリリースした時、当時の警察の方から「犯罪捜査に使う特別版を作ってほしい」と要請されたことに始まります。

いまや犯罪捜査においては、電子データの解析が、大きな決め手になりつつあります。09年に導入された裁判員裁判制度によって、供述調書至上主義も終わりを告げたのではないかと感じていますが、ここに至っても検察のデジタル対応は遅れました。その象徴が大阪地検特捜部による「フロッピーディスク証拠の改ざん事件」でした。デジタル・フォレンジックの「一丁目一番地」は「まずデータの完全なコピーを取り、それを調べること」です。検察庁の勉強会に呼ばれてこのことを説明すると、フロッピーディスク改ざん事件の「本質」に気づかれた検察官の方に驚かれることもしばしばです。

既に時代は「もので稼ぐ」から、「アイデアやソフトウェアを経済的価値に変換する」社会に転換しました。TPPを含む、これからの世界経済のポイントは知財です。ここをしつかりと見つめ、国民的議論を起こすべき時だと考えています。

「TPPを含む、これからの世界経済のポイントが知財であることは間違いない」——佐々木隆仁

ささきたかまさ氏

● 1989年早稲田大学理工学部卒業後、大手コンピューターメーカーに入社し、OS開発に従事した後、1995年に独立。AOSテクノロジーズ社を立ち上げ、リーガル・テクノロジーを中心とした事業を推進。

知財戦略はいまや 全産業で必須なものに

最近、世界で巨額の知財訴訟や大規模なM&Aが盛んです。知財・特許のグローバルな活用・流通はいよいよ活発になり、私にも「取引価格が一桁上がったな」という実感があります。これまで知財とは無縁だった金融系企業でも知財戦略の重要性が増し、「フィンテック」と呼ばれるような、金融機能とIT技術を結びつけた新サービスの開発が、新たな投資対象として注目されています。

新興国では、成長に必要な技術は市場で調達して近代化を早め、効率的に競争力を高めようとする戦略が見られます。「知財そのものを活用し、収益を得る」というドラスティクさでは、これらの国々は既に日本の先を行っています。

私は知財活用には3つのステージがあると考えます。①プロパテント（知財を取引、活用することで利益を生む）、②プロイノベション（オープンイノベーション時代の新しい技術やビジネスを積極活用する）、③知財を流通させる仕組みの整備です。その最新動向を、私たち

インテレクチュアル・ベンチャーズ（IV）のビジネス実践を通してご説明します。

IV社は株式会社ではなく、知的財産を対象にした投資ファンドの集合体です。ファンドの規模は7千億円を超え、年間一千件以上の特許を生みだし、購入したのもも含め4万件以上の特許を保有しています。

知財をポートフォリオ化 柔軟に提供し収益上げる

ファンドの活動には3つあり、①現存する特許や出願中の技術を投資対象にするもの（Invention Investment Fund：IIF）、②IV社独自に新技術を研究開発し権利化するもの（Invention Science Fund：ISF）、③世界の発明家・研究者と連携して権利化前のアイデアや発明に投資するもの（Invention Development Fund：IDF）です。

IV社のクライアントには、現存する技術だけでなく、これから調達する特許をライセンスできるようなポートフォリオを組んでいるため、継続的な関係が結ばれます。ライセンス料は統一的に決めて、公正性に配慮しています。

一方で企業が持つ知財を譲り受

新時代の知財戦略 その活用と展開

知財流通は新しい段階へ。特許の買取り、ライセンス化で企業の財務に貢献し、新しい発明・特許はクラウドソーシングで加速させる。知財を軸に新たな価値を事業に吹き込むベンチャー企業の「いま」を語る。

加藤幹之 インテレクチュアル・ベンチャーズ社 上級副社長(EVP)兼 日本総代表



MASANOBU KATOH

「必要な技術仕様を作り、世界中から発明を募る。 これが現代の知財創造です」—— 加藤幹之

かとうまさのぶ氏

● 1977年4月、富士通入社。2004年4月より経営執行役、法務・知的財産権本部長。富士通研究所・常務取締役、富士通総研・専務取締役を経て、2010年8月にインテレクチュアル・ベンチャーズ社入社。

け、収益化する事業も行っています。現金での一括購入が通常ですが、売主の資金繰りや税務のニーズに合わせ、さまざまな契約形態を可能にしています。

仮にいま、売主が事業に使用中の特許であっても、収益化のための第三者への使用許諾契約を結ぶ一方、売主が継続使用できる契約も結ぶ。私たちに技術的分析する力もあるので、売主の技術的なサポートがなくても、必要に応じた関連特許の継続出願が可能です。

私たちが過去、検討した特許の件数は数十万件を超え、そのうち8万件の特許を購入しました。パテント・トロールとの特許紛争に悩む企業に対しては、第三者購入で調達した特許のクロスライセンスでパテントをクリアランスし、紛争を解決してきました。また、企業の持つ有益な特許を売却・貸し出すことで現金化を図るなど、多角的に経営を支援してきた実績もあります。

IDFは開発者利用者 双方にメリット

知財を使って、将来のビジネスをどう作り上げていくかは、IDFの取り組みいかにかかっています。

そのカギは、いろいろな技術を取り込みながら、グローバルな規模で展開していくオープンイノベーションにあります。

最近、発明のクラウドソーシングが花盛りですが、成功はなかなか難しいようです。私たちは、顧客のニーズや「5年後にこんな技術が生まれていたら、新しい市場が生まれるだろう」という観点から技術仕様書を作り、世界から発明を募るリクエスト・フォア・インベンションという取り組みを行っています。そこに寄せられた発明を吟味して特許化、ポートフォリオにして提供します。発明者には特許取得時に報酬を支払うほか、特許収入で得た技術料の一部も還元します。発明家は自己負担なしで特許化できるだけでなく、使用料収入も得られるというわけです。

世界の知性を集め 新しい知財を生む

IDFはIT、材料、化学、医療など各分野にわたる5千件以上の新技術を活用し、1万人以上の発明者、研究者、研究機関と契約しています。私たちは「発明を生み出す組織」を世界中に抱えているわけです。この

ように、発明の場を提供すると同時に、独占使用権にするライセンスにして多くの企業から収益を上げることができる仕組みを作っているのです。

このような手法で、「素晴らしい技術を持つがビジネスに活かさない」企業を私たちは後押ししています。簡単に具体例をご紹介します。

新しい飼料技術を持つフィンランドの乳業企業ライシオに対して、世界トップレベルの研究者5人を紹介しました。するとコア技術からたちまち92件の新しい発明が生まれ、事業化に適したものを特許にし、世界的にライセンス使用させる仕組みを展開しました。

また、コーヒー豆を採る際に捨てられていたコーヒーの実を食品として活用することで、新しい製品を生むプロジェクトでは、コーヒー流通世界一企業とのジョイントベンチャーでグローバル展開し、コーヒーの産地に新しい雇用を生む事業を推進しています。

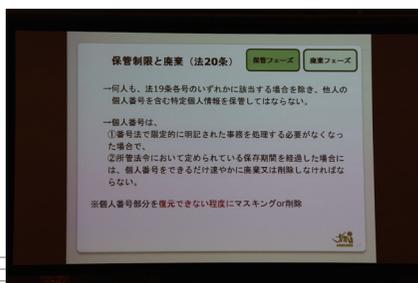
このように知財戦略と事業化の両面からの支援を行うことで、世界中の企業の力を伸ばしていくことが、私たちの使命なのです。

マイナンバーの安全管理システムとその実務

マイナンバー制度への対応は、社内に新しいシステムをひとつ作るようなもの。法やガイドラインに沿って仕組みを組み上げ、担当・責任者を決めて、法規・規程類に反しない運用が必要だ。その第一歩にすべきことは。

大井哲也

TMI総合法律事務所 パートナー弁護士



TETSUYA OI

情報セキュリティのリーガル対応とは

私は弁護士の立場から、システムのインシデントや事故対応に携わっており、これらの有事の経験から、平時の対応や、システムの脆弱性はどこにあるか、ハッカーはどこを狙ってくるかなど、システム構築の際の注意点や適切な個人情報管理のアドバイスをしています。

昨今、クラウドやバックボーンネットワークといったインフラ整備から、各種スマートフォンアプリ、SNSに至るまで、情報セキュリティの対象は広がるばかりです。

これら情報セキュリティ事件・事故の発生に関する連絡があれば、私たちはすぐに初動対応を行います。IT部門やフォレンジック調査会社などと連携し、専門的な見地から見通しを立て、証拠を集めます。

大きな問題が明らかになれば、事故調査委員会や第三者委員会を組織し、法務と技術の観点から責任追及を行うこととなります。漏洩事件を起こしたのが社員ならば懲戒処分を検討します。システム開発会社やセキュリティベンダーなど、外部のシステム構築プロセスに問題があった

場合、またはアタックした犯人に対しては損害賠償請求をすべく動くこととなります。マイナンバー対応もまた、これらの平時・有事対応と全く同じ地平にあるのです。

マイナンバー実務はフローチャート作成が要

いま、企業の方々の一番の関心事であろうマイナンバー制度への対応は、個人情報管理の一類型であり、いままできちんと個人情報を管理していた企業ではそれほど問題は起こらないと考えています。しかし経験の乏しい企業においては、急いで体制を整える必要があります。

マイナンバー法は、法定調書にマイナンバーを記載し公的機関に提出することを定めています。その収集は15年10月から始まり、16年1月から利用が開始されますが、企業の対策は、まだ全般的に遅れているといえるでしょう。

マイナンバーを収集・管理するための準備として、①法定調書リストとタスク担当表の作成、②管理業務フローのチェック（法定調書ごとの業務フローを作り、番号の受け渡し・管理・廃棄など異なる業務フローの共通部分をまとめることで、実際に

ワークする業務フローを作る)、③
マイナンバー管理規程の策定、④特
定個人情報組織的・技術的安全管
理方法の検討となります。

管理規程で策定したポリシーは業
務の中で実際に運用・管理しなけれ
ば絵に描いた餅であり、それ単体で
のレビューは意味をなしません。法
務部門は、ポリシーの作成の役割を
担うわけですが、業務フローを作る
総務部門としっかり協働し、意味の
あるフローを作る必要があります。

業務フローは、監督官庁のガイド
ラインに従い、誰からどんな形でマ
イナンバーを取得するのか、誰が担
当者で、どこに保管するかをきちん
と文書化し、安全に管理することが
求められます。

外部に委託する場合には、委託契
約書に管理・監督方法の明記が必要
で、外部への利用提供の場合には、
自社の措置に細かい縛りを設け、取
得から法定調書への記入、廃棄する
までのライフサイクルをしっかりと
明記し、マイナンバー法に従った行
動が必要となります。

各フェーズで タスクの明確化を

取得のフェーズで注意しなければ

ならないことのひとつに、本人確認
があります。「個人番号カード」の
提示を受ける場合、カードだけでマ
イナンバーの取得と本人確認を済ま
せることができますが、15年10月に
各個人に送付される「通知カード」
には身元確認機能はありませんの
で、身元確認書類を提示してもらう
必要があるのです。ただし従業員な
ど雇用関係にある場合など、人違い
でないことが明らかだと認められる
場合は不要です。

提供者に対しては、どんな法定調
書を作成するのかの「利用目的の通
知」が必要です。社内でのマイナン
バー取得では就業規則などの社内規
定に盛り込む必要があるでしょう。
また、マイナンバー法では、利用目
的を超えた個人番号の利用を禁止し
ており、流用はできません。新しい
使用目的を伝えて再取得することが
必要です。ここが、本人の同意があ
れば目的外利用が可能な個人情報保
護法と異なる点ですので注意が必要
です。

マイナンバー管理に 細心の注意を

受け入れたマイナンバーは、自
社で管理する場合、グループ会社

のサーバで一括管理する場合でも
ウォールを設定し、自社でのみ閲覧
できる仕様にしなければなりません。
法人格を超える場合は、取得し
直しが必要です。同じ会社の異なる
部署間の異動は、第三者提供には当
たりません。

保管期間経過後は速やかに破棄・
削除する必要があります。この時、
デスクトップの「ゴミ箱」に入れる
だけではデータの消去はできません
ので、消去ソフトなどの導入が必要
です。

マイナンバーの実務は始まったば
かりで、実務的に固まっていないと
ころがたくさんあります。場面に応
じてガイドラインを精査し、必要な
管理措置がとれない場合は、代替手
段をとっていることを説明すべきで
しょう。ガイドライン違反はマイナ
ンバー法違反には直結しませんが、
細心の注意が必要です。

法律上は細則をまとめるよう指示
されていますが、フローチャートを
作り、プレーヤーとマイナンバーの
動きをまとめれば当面は代用するこ
とが可能です。しっかりとしたフロー
チャートづくりが、対応の要となり
ます。

「ガイドラインを精査し、プレーヤーとマイナンバーの 動きをまとめることがカギ」—— 大井哲也

おおいてつや氏

●クラウドコンピューティング、インターネット・インフラ、SNS、情報セキュリティの各産業分野における実務に
精通しており、経済産業省の情報セキュリティに関するタスクフォース委員等を歴任。

膨張するディスカバリ TARがレビューの決め手

私たちカタリスト社は、リーガルコストを下げるためのテクノロジ開発に取り組む会社です。今日は、アメリカ民事訴訟における革命である、TAR (Technology Assisted Review: テクノロジー支援型レビュー) についてお話しします。

私は20年間訴訟弁護士として活動してきました。かつてのディスカバリは、紙の文書をひとつひとつ点検し、開示対象かどうかを判断していく膨大な作業を伴いました。しかし90年代後半、コンピュータテクノロジーの高度化を受け、「これをレビューに使えないか」と、チャレンジを始めたのです。

検索対象の文書数は数百万に及ぶのが一般的ですが、弁護士によるレビューチームが1文章あたり2ドルで分析するとすれば、開示するための費用に600〜700万ドル要することになります。最近、私たちの元には日本の顧客からも「調査対象の文書数があまりにも多く、コストがかかりすぎる」という、悲鳴にも似た相談がよくあり、日本企業も米国での訴訟対応を迫られていると感

じます。

そこで私たちは、「プレディクティブ・アナリティクス」という、まったく異なるレビューアプローチを提案しました

プロセスは3つです。①まず、案件を熟知する弁護士にいくつかドキュメントをレビューしてもらい、関連文書を見つけます。②それをフィードバックすることで、探すべきものは何なのかをシステムに教えます。③アルゴリズムはそれに従ってドキュメントを分析・比較し、関連性の高いドキュメントを自動的に発見、ランキングをつけて表示します。アルゴリズムはレビューの間にも自動的に学習を続けるので、さらに精度を高め続けることができるのです。

実際に360万件の文書进行分析させてみると、20%、すなわち72万件のレビューで80%の関連性あるドキュメントの発見が可能です。裁判所が合理的と認定すれば、一定以上の割合で探索をすませることが可能です。80%という水準は通常、十分なレベルとされています。ここでレビューを終わらせることができれば、コストを大幅に下げることができ

新世代の文書 レビューシステム

1件レビューするごとに、対象の数百万の文書を関連性の高い順に並べ変える。TAR2の登場は、eディスカバリの作業を劇的に変え、飛躍的にコストを下げた。その仕組みを見ていく。

ジョン・トレデニック

Catalyst Repository Systems, Inc. CEO



JOHN TREDENNICK

「TAR2で、eディスカバリ対応は新次元に。 さらに用途は広がります」—— ジョン・トレデニック

ジョン・トレデニック氏

●カタリスト社創業者兼 CEO。大手法律事務所です訟弁護士として活躍。「City Tech Magazine」誌により、世界の「Top 100 Global Technology Leaders」の一人に選出。日米大手法律事務所や企業を多数顧客に抱え法務案件の管理を行う。

飛躍的に進化した TAR2の性能

訴訟においてTARの利用が認められるようになったのは2012年ですが、実はこのようなフィードバック技術は、アマゾンのリコメンドなどで既に私たちの生活に溶け込んでいます。

では、処理の実際を、もう少し詳しく見ていきましょう。

最初に文書を読ませると、システムが文書の比較を行います。その上で、システムのトレーニングが始まります。弁護士とクライアントが協力して、必要な条件を満たしたシード文書を特定します。結果を反映させると、アルゴリズムは特定されたシードに基づいて、関連性の高い文書のランク付けを始めます。レビューが進んでいくにつれて、関連性のない文書は除外されていきます。

レビューによる学習率の関係を、今度はシステムの側から見ましょう。通常の文書レビューでは、一対一で合致率を見るので、確率はレビューした数と比例します。それに対してTARでは、「関連性がある」とした判定結果を瞬時に全体に反映

させて先読みしていくので、12%の文書をレビューした段階で80%、24%進めると関連文書は90%捕捉されるという急上昇カーブを描くことになりました。

米国の裁判所は通常、この捕捉率を70〜75%に達した段階で合理的と判断します。ですから、30%未満のレビュー率で90%以上の文書を捕捉できるTAR2は、裁判所が納得できる成果を効率的に導き出せるというわけです。

eディスカバリ以外にも さまざまな調査に有用

関連性の高い順に文書を自動的にランキングするTARの有用性は広く認められ、現在は企業が訴訟対応で利用するだけでなく、連邦政府機関も積極的に調査に使う手段となりました。

最も使われる用途としては、実は相手方が開示してきた資料の調査の場面においてです。相手方の開示は、開廷の2週間前などということがざらですが、そんな短期間でのレビューにTAR2は力を発揮します。開示された資料から素早く関連文書を見つけ出すことで、相手方を攻略する時間を充分に確保できるわ

けです。

TARの機能は、もつと広い用途にもお使いいただけます。訴訟になりそうだと察知できた段階で、ディスカバリを待たずに自社の文書を解析すれば、訴訟案件の早期査定に利用でき、事件の本質的な理解や社内説明の方針、秘匿特権文書の有無の確認など、現状の把握と訴訟対応に役立ちます。

私たちのTARは、大きな進歩を遂げています。第一世代のTARは学習までのサイクルに1日以上かかりましたが、継続学習のプロセスを組み込んだことにより、どんどん賢くなっています。

加えて、日本語、中国語、韓国語などの多言語に対応しています。意味のある言葉の連なりさえあれば、どんな言語であろうとも処理が可能なのです。

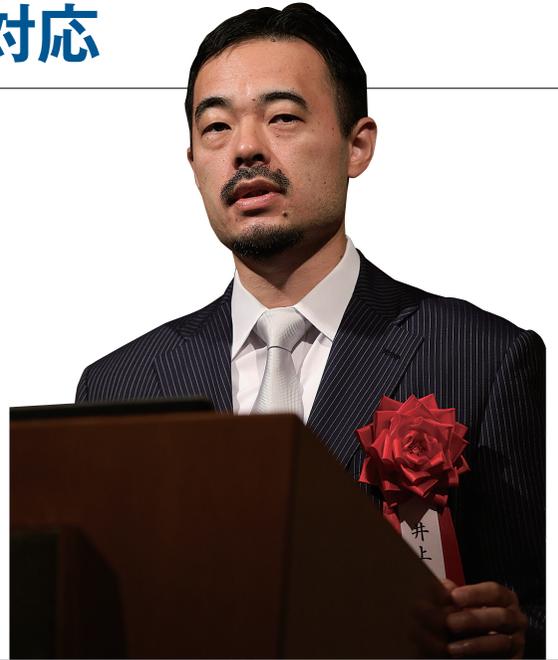
TARの利用は米国の裁判所で認められています。米国治安判事のアンドリュー・ベック氏は、「当事者がTARを利用したいと望んだ際に裁判所が認めるのは、基本的法原則だ」という判断を下していることから、その信頼性をご理解いただけたらと思います。

国際カルテル事案の動向とリーガルテクノロジー対応

国際カルテル摘発は当局が国際的な連携で厳しく臨む分野。ターゲットは企業経営者の責任で実刑も珍しくない。調査への対応、自社調査など素早い対応が求められ、リーガルテクノロジーの利用は不可欠だ。

井上 朗

ペーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)パートナー



AKIRA INOUE

規制当局が強める横の連携 弁護士もグローバルに対応

私たちペーカー&マッケンジー法律事務所では、世界77か所のオフィスを有し、それらにアンチトラストグループがあり、約300名の弁護士がそこで活動しています。近年、世界の競争当局は国際カルテルや市場操作の摘発に強い意欲を示しており、調査・摘発でグローバルに連携しています。ですから代理人もまた、横の連携が必要になるというわけです。

米国における2014年の国際カルテル事案の罰金額上位5社はいずれも日本企業でした。「国際カルテルは大きなビジネスリスクである」との認識は日本でも浸透してきましたが、日本国内で結んだカルテルでも、対象商品やサービスが輸出されていれば摘発の対象となり、加えて反トラスト規制は、我が国の独禁法2条6項(不当な取引制限)よりもはるか手前で違法となると考えていることに十分な警戒が必要です。商慣習を無批判に踏襲することも危険です。日本では、競争相手の企業担当者と普通に会いますが、グローバル基準では、その行為は摘発対象です。いま、欧米企業はリニエーション(課

徴金など制裁の減免)制度やアムネステイ・プラスの制度に注目しています。違反企業はネタを当局に提供することで罰金を減らし、処罰を軽くするために当局に情報提供を行います。これが、カルテル摘発が増えていく原因のひとつになっているのです。

容赦ない証拠提出命令 時効は事実上ない

当局は、突然動きまわります。日本企業の米国拠点に、捜査令状を持ったFBIとDOJ(米国司法省)の職員が突然現れたり、ヨーロッパでは、企業の代表のメールアドレスや代表宛のファックスに、「Request for Information」と題した質問項目が100〜200ほど突然送りつけられるようなことは日常です。

ひとたび調査対象とされれば、証拠収集はきわめて大変な作業となります。その量が膨大であるばかりでなく、DOJからの召喚状や提出要求のドキュメントリストはきわめて広範で、日本の訴訟で必要な文書数とは桁が異なります。これらを社内文書から、短期間のうちに調べ上げなければならないのですが、私の経験では、1通のメールを確認する

のに少なくとも40秒かかり、一日8時間作業して分析できる数は800通。仮に対象のメールが425万通あつたとすれば、一人の弁護士で14年がかかる計算です。タイムチャージを1時間あたり3万円で計算すると、その費用は14億円にまで積み上がってしまいます。DOJとの司法取引の平均期間は20か月ですので、リーガルテクノロジーを利用しなければ、とうてい間に合わないのが実情です。

最大のリスクは マネジメントの収監

理由はここにあります。このような国際カルテル摘発の最大のリスクは、有罪とされると、マネジメントの人間が禁固刑を言い渡されて収監されてしまうことで、「人が事業の最前線からいなくなるリスク」は決して無視できるものではありません。事業の継続性さえ失われかねない事態が待っています。

さらに国際カルテル摘発のリスクとして大きいのは、多額の制裁金の支払いなどがあります。欧州では、制裁金の上限は企業グループ全体が全世界で売り上げている金額の10%と決められているので、金額はいくらでもふくらんでいきます。加えて、時効の起算点も問題です。米国のシャーマン法(米国の反トラストにおける中心的な法律)やTFEU条約で時効は5年と規定されていますが、米国の連邦最高裁は、判例で時効の起算点を「経済的利益を享受し終えた時」とし、「経済的利益が続く限り時効はない」という考え方をとっています。これは非常に厳しい姿勢であり、90年代の古い事件が、現在に至っても摘発され続ける

このように、国際カルテルの摘発リスクへの対応は、平時から検討されなければなりません。DOJもこの点を重視しており、①摘発される前に監査をしているか、②違法行為が認定されたら関係者を処分したか、を見ています。抜かりがあると、「コンプライアンスのできない会社」と見なされてしまいます。「効果的なコンプライアンス」が大切で、違反行為には直ちに懲戒処分を下すべきです。身内に甘い日本の企業文化は命取りになります。社内調査で役員が違法行為に気づいていたことが判明したら、証拠を揃えた上で役員を退任、さらに退社させるといった手段で責任を明らかにしなければ、制裁金が積み増しされてしまいます。

コンプライアンスとは「経営陣の決意」とほぼイコールです。当局対応の他にも株主代表訴訟を起こされることも当然の成り行きとなりますから、経営者は本気にならなければなりません。国際カルテルは伝統的な訴訟に比べると資料が膨大な量となり、限られた時間での対応が迫られます。リーガルテクノロジーを組み合わせた対応は必須、速度とコストの両立を図る必要があるのです。

「国際カルテル摘発は、他人事ではありません。 コンプライアンスの点検を」——井上 朗

いのうえ あきら氏

● 10年以上にわたり、クロスボーダー性の高い独占禁止法および競争法案件に一貫して対応してきた反トラスト案件の専門弁護士。Chambers Asiaにおいて独占禁止法分野の「Leading Individual」に選出されている。

務の今後の展開

法・刑事訴訟法は、これを正面から規定していない。
証拠をどのように扱うべきかを整理する。



「世界の「正義」の概念と、日本の「正義」は乖離しているのではないか」

駒澤総合法律事務所所長弁護士 **高橋郁夫**

訴訟法に「デジタル証拠」の規定はない

高橋 「デジタル証拠」をめぐる法律実務が変わりつつあります。私たちは、「裁判上の証拠」という狭義の意味にとらわれず、「デジタルデータ」によって組成され、物事を判断する根拠」と、デジタル証拠の意味を広く捉えています。民事・刑事それぞれの分野での、デジタル証拠の最新の動向についてお話ししたいと思います。

吉峯 デジタル証拠にもさまざまなものがあります。メールのプリントアウト、携帯メール（画面を接写した写真が男女問題に関する事件などでよく使われます）といった手軽なものから、デジタル・フォレンジックスによる解析といった専門的なものもあります。

現在、非常に多くのデジタル証拠が用いられていますが、民事訴訟法や刑事訴訟法には、デジタル証拠の取扱いを正面から定めた規定はありません。

民事訴訟におけるデジタル証拠の取扱い

吉峯 一般的にいうと、証拠に関する法は、「手続、証拠能力、証明力」の3点がテーマとなります。民事訴訟

法では、証拠能力は基本的に問題とならないので、手続とそれを踏まえた証明力の評価が問題となります。

手続とは、具体的には証拠の提出の仕方（証拠方法）や法廷での証拠調べを指します。デジタル証拠の提出方法を定めた規定がないので、人証、物証、書証といった既存の手続を借用して処理されています。具体的には、プリントアウトの提出、記録媒体の提出、鑑定（民間専門業者による私鑑定も含みます）の3つがあります。証明力は「その証拠がどの程度事実認定に役立つか」ということです。

実務上、デジタル証拠のプリントアウトを提出することが、まずは第一選択となります。その上で、証明力に争いがあれば、（私）鑑定、すなわちデジタル・フォレンジックス等のより詳しい手法が検討され、他の事実との整合性なども考慮して、裁判所が自由心証により証明力を判断することになります。デジタル証拠は改変・改竄が容易ですが、抽象的にその可能性を指摘するだけでは、証明力を否定することはできないでしょう。逆に言うと、デジタル・フォレンジックスや電子署名といった技術的な措置は、デジタル証拠を使うために不可欠ではありません。従来の書証でい

IKUO TAKAHASHI

たかはしいくお氏

●駒澤総合法律事務所所長・弁護士、株式会社ITリサーチ・アート代表取締役、宇都宮大学工学部講師、第一東京弁護士会総合法律研究所IT法研究部会部会長。情報セキュリティ/電子商取引の法律問題、特に、脆弱性情報の責任ある流通体制・ネットワークにおけるプライバシーとセキュリティのバランスなどを専門として研究する。法律と情報セキュリティに関する種々の報告書に関与し、多数の政府の委員会委員（総務省「次世代の情報セキュリティ政策に関する研究会」など）を務める。『デジタル証拠の法律実務 Q&A』（日本加除出版）を編集。

法執行とプライバシーのバランスが刑事訴訟の課題

例えば、証明力の疑義を避けるための、公正証書や内容証明郵便のような位置付けということになります。

高橋 刑事訴訟の分野では、技術の進歩とネットワーク化の進展により、法執行機関による捜査とプライバシーとのバランスが大きな問題となりつつあります。たとえば、海外では、児童ポルノの捜査のため、法執行機関が捜査対象者のPCにマルウェア（リーガル・マルウェア）を仕込んで情報を取るといったことが行われていると言わ



「デジタル証拠は伝統的な証拠の規定を借用して処理される」

吉峯耕平 田辺総合法律事務所パートナー弁護士

れていますが、これは捜査対象者に限らず、広範囲に行われている可能性が指摘されています。

他方で、違法なマルウェア販売業者の増加や、サイバー攻撃による情報流出事件が多発するなど、事態は混乱しています。

かつての「ウィニー事件」裁判をいま振り返れば、被告人の供述や掲示板の書き込みだけではなく、プログラム自体を解析し、そこから被告人の認識を立証することも考えられたのではないかと思えます。このような手法は、ソフトウェア・フォレンジックと呼ばれる、ソフトウェア自体がもつ違法性が争点になる場合には有効な捜査手法となります。しかし、そのような解析がなされる場合、被告人のプライバシーと立証の必要性についての線引きも、問題になるでしょう。

そもそも強制捜査については強制処分法定主義がとられ、法律上の根拠や令状が必要ですが、物理的強制を伴わないがプライバシーを侵害する捜査について、任意処分と言えるのか、令状をどうすべきかが議論になっています。ひとつの典型がX線を使つた捜査で、判例は違法としています。GPSセンサーについては議論が分かれています。

社会の安全と個人のプライバシー、この両者のバランスを取る議論を詰める必要があります。

デジタル証拠は企業法務でも大きな問題に

高橋 企業法務の分野でも、デジタル証拠の重要性は増えています。最近、大型の「不正会計事件」がありました。複雑かつ隠蔽された事態の把握には、膨大なデジタルデータを検索・レビューする手法が取り入れられているはず。これは、アメリカの民事訴訟におけるeDiscovery対応で発展してきた手法ですが、日本では、訴訟対応以外での利用が浸透してきています。

そこで気になるのが、世界の「正義」の概念と、日本国内でのそれが乖離していることです。我が国では、限られた証拠であっても裁判官は真実を発見できるという意識が強いのですが、コモンローのプリンシプルでは、真実を見いだすためには証拠開示が不可欠であり、それがフェアであると考えられています。

独占禁止法違反やリニエンシーのための調査などはグローバルに行われるため、その防衛もグローバル対応で行われなければなりません。また、公

務員腐敗防止法の重罰化がアメリカとイギリスで先行していますが、その事実認定は、ほとんどがデジタル証拠をもとに行われています。この評価や判断を間違えたために、日本企業の社員がアメリカの刑務所で禁固刑に服する事例も散見されるようになりました。

このたび、私たちが刊行した『デジタル証拠の法律実務Q&A』（高橋郁夫・梶谷篤・吉峯耕平ほか編集、日本加除出版）は、「デジタル証拠」を広い意味でとらえ、それを法律実務に結びつける唯一の法律実務書として、テクノロジーとリーガルの橋渡しとなることを目指しました。ご参考になれば幸いです。

KOHEI YOSHIMINE

よしみね こうへい氏

●東京大学経済学部卒。平成17年最高裁判所司法修習修了・弁護士登録（第一東京弁護士会）、田辺総合法律事務所。デジタル証拠や統計的・経済的証拠といった専門家意見の訴訟手続への反映について研究している。現在、第一東京弁護士会総合法律研究所IT法研究会副部会長、（一財）保安通信協会調査研究部会デジタル・フォレンジック分科会委員。

爽やかに秋を告げた 貴腐ワイン シャトー・ディケム

— 懇親ワイン会から —



Château d'Yquem

リーガルテック展の後は、講演者と参加者が懇親を深める、恒例の「ワイン会」が行われた。

佐々木隆仁 AOS リーガルテック社長が、ヴィンテージワインのコレクションの中から、腕によりをかけて選んだ希少ワインでもてなすこの会、この日用意されたのは、世界最高峰の貴腐ワイン「シャトー・ディケム」。フランス南西部アキテーヌ地方の、ボルドーワインで最も古参に属するシャトーのひとつで作られ続けている。完熟した貴腐果実だけを摘むため、指定希少種のブドウの木一本からグラス一杯しか採れないと言われ、「バッキンガム宮殿の希少ワイン」とも呼ばれる、その1947年、55年、70年のものを比

べて味わえる、またとない機会だ。

世界最大のオークションハウス、クリスティーズでワインスペシャリストとして活躍した渡辺順子氏が、来場者への挨拶を兼ねて「外交とワイン」についてスピーチ。歴史的な外交の舞台に上質なワインは欠かせないが、首脳同士の晚餐会にどんなワインが出るかで、ホストのゲストに対する扱いがわかると語る。渡辺氏が、習近平中国国家主席の訪米時に出されたワインの品種と値段をこっそり明かすと、出席者からは驚きの声が上がった。

お待ちかね、シャトー・ディケムの栓が抜かれ、グラスに注がれて披露された。近くの参加者たちは、その香りに思わずうっとり。

まず、ワインと同じ生まれ年の参加者に振る舞われるサプライズ。47年生まれの男性は、ひと言「Wow!」。次に味わった中村修二氏は、「こんなおいしいワインは飲んだことがありません」とご満悦。

会場ではスマホによる抽選とじゃんけん大会で幸運なテイスターが決まった。「熟成を重ねているワインなのに、味が若いのにびっくりです」とは幸運を射止めた男性。「ワインが、まさに生きています。上品な甘さが印象的で、さらに熟成したらどんな味になるのか、想像してしまいます」とは、ワイン好きの女性ふたり連れ。どうやら、シャトー・ディケムは、それを味わうのに最もふさわしい方たちの喉を濡らしたようだ。

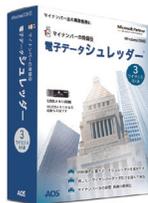
AOS リーガルテック製品・ソリューションのご紹介



FinalForensics フォレンジックツール

「FinalForensics」は、強力なデータ復旧機能を備え、データ保全、復旧、分析・検索を行い分析レポートを作成するパソコン用のフォレンジックツールです。削除されたメール、写真、データベースなどを復旧して証拠データを検出します。

- データ保全：ディスクイメージ作成時にハッシュ値を取得。メモリダンプ機能つき。
- データ復旧：削除ファイル、削除メール、損傷パーティション、データベースや Microsoft Office ファイル、RAID データの復旧などに対応。
- データ分析・検索…ディレクトリ、タイムライン、ファイル名、特定キーワードによる検索など。



電子データシュレッダー

電子データシュレッダーは、マイナンバーの漏えいや機密情報の漏えいを防ぐため、ファイルを完全に消去するソフトウェアです。ごみ箱を空にするだけでは完全に消去できないファイルやメール、USB メモリの内容を完全に消去します。

政府が作成したマイナンバーガイドラインによると、マイナンバーファイルを廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアにより復元不可能な手段で削除することが明記されています。電子データシュレッダーは、これを履行するために開発されたソフトウェアです。



Catalyst Insight メールレビュー・プラットフォーム

Insight は、何百万という大量のメールやドキュメントをグリッド上で高速検索・閲覧できる「電子データ証拠開示支援システム」です。国際訴訟や不祥事調査、コンプライアンス違反調査などに迅速に対応できる最新のプラットフォームです。

- 最先端の分析機能：データや検索設定に変更が加えられる度にデータを更新し、グラフやタイムラインなど図解で可視化。分析結果を直ちに確認できます。
- Insight Predict：革新的な進化を遂げた業界初の TAR2.0（次世代テクノロジー支援型レビュー）を搭載。レビュー対象文書を劇的に減らし、コストと時間を節減します。



Nuix Investigator フォレンジックツール

電子メールのやり取りを視覚的に表示し、誰と誰により、どんなやり取りがあったかを解析できる証拠データ調査ツールです。充実した検索機能で目的のメールを的確に探し出すことができます。

- メールの分析：メールの内容や量の大小などメールのやり取りから読み取れる関係性を視覚的に表示。複雑な検索条件を設定することで、必要なメールデータを高速検索可能。
- さまざまなメール形式をサポート：各種の OS や、過去から現在に至るまでの多様なメール形式を網羅し、どんなメールでも読み取り可能。



電子文書の信頼性を高める インターネット送信証明、内容証明サービス

「証明」とは、メールやSMS などインターネットで送信するデジタル文書の送受信と内容について、AOS が第三者機関として証明するサービスです。電子契約書など、電子文書の送受信について、法的証拠能力のある電子証明書を発行します。

i証明メール
1通 100円
AOSは受取アドレスへメールし、送信に対する証明書を発行します。

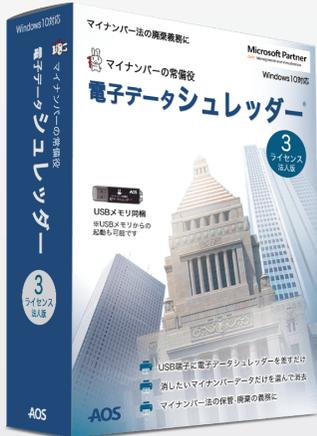
i証明SMS
1通 100円
SMSを管理画面から送信できます。送信内容の証明書を発行します。

i証明メール for 契約
1通 200円
メールの送信内容だけでなく、返信内容も含めて、証明書を発行します。

i証明 導入企業様



電子データシュレッダー、していますか？



USBメモリ同梱
※USBメモリから
起動ができます



2015年ミス東大

パソコンにUSBメモリを差して
マイナンバーデータを完全に消去



完全に消去したいマイナンバーの入ったファイルを選んで、ファイルの抹消を選択すると、完全にファイルを消去することができます。また、メール抹消機能を使えば、マイナンバーが記載された電子メールを消去することができます。

マイナンバー法の削除義務に
紙にはシュレッダー、データには？

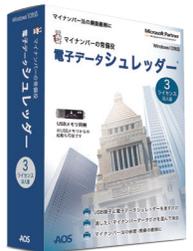
マイナンバー法では、必要なくなったマイナンバーは、すみやかに廃棄、または、消去しなくてはなりません。紙の情報はシュレッダーなどをつかって、完全な廃棄を行います。電子データは電子データシュレッダーにかけての消去が必要です。

フォーマットやゴミ箱削除だけでは
データは消えません

ファイル削除やフォーマットをするとディスク上の管理領域が削除されますが、データ本体の領域は、データが残っています。電子データシュレッダーは、このデータ領域を直接上書きして、データを完全に消去します。



USBメモリ同梱
※USBメモリから
起動ができます



マイナンバーの廃棄に
電子データ
シュレッダー